

## 西宮市立寿園における食事サービス料実費徴収要綱

### 1 目的

この要綱は、入所者と家族等との交流時に提供する食事サービス料及び寿園での実習生に提供する食事サービス料の徴収等について規定する。

### 2 実施主体

西宮市立寿園

### 3 食事サービスの種類

- (1) 入所者と家族等との交流時における行事食（普通食を含む）
- (2) 実習生への昼食

### 4 実費徴収額

食事サービス料については、寿園における給食食材契約単価を勘案して定めるものとし、次のとおり規定する。

- (1) 入所者と家族等との交流時における行事食 1食670円
- (2) 入所者と家族等との交流時における普通食 1食410円
- (3) 実習生への昼食 1食410円

### 付 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

この要綱は、令和元年10月1日から実施する。

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。